

令和7年度林業信用保証業務の検証委員会の結果について (ポイント)

1 趣旨

第5期中期目標により示された目標の達成に向けて、令和7年度計画において、「業務運営の検証委員会において検証し、必要に応じて見直しを行う」と定めたこと等を踏まえ、以下のとおり検証を行った。

2 検証の結果

(1) 融資機関等に対する普及推進の取組

前年度の取組を踏まえつつ、引き続き融資機関への制度周知を意識し、制度普及に取り組んだ。

- 林業者等を対象に、資金ニーズ調査や利用者アンケートを実施した。
- 過去に利用実績のある融資機関に対し働きかけを行ったところ、10先との勉強会が実現し、制度に対する理解を深めることができた。
- ホームページへの最新情報の掲載に努めるとともに、コンテンツ構成を見直した。(保証メニューページの新設、見易いレイアウトの改良)
- 今後は、効果があると思われる従来の取組を継続しつつ、新たな取組も模索しながら制度普及を進める。

【定量的指標の達成状況】

- 指標「素材生産、造林・育林、種苗生産に係る保証引受額を前中期目標最終年度比で5%以上増加」
 - 令和7年9月末時点の素材生産、造林・育林、種苗生産に係る保証引受額は3,001百万円であり、指標値(6,645百万円)に対する進捗率は45.2%となった。
- 指標「第5期中期目標期間における保証引受額平均を200億円以上」
 - 令和7年9月末時点までの保証引受額は32,690百万

円であり、指標値（令和7年度末時点は55,699百万円）に対する進捗率は58.7%となった。

(2) 社会経済情勢に対応した林業者等の資金調達円滑化の支援

- 融資機関からの新規創業や複合経営に関する相談に対して事業計画作成等への助言を継続して行った結果、新規創業に関する相談が安定して寄せられるようになった。
- 今後も、社会経済情勢に対応した林業者等の資金調達の円滑化を支援する。

(3) 代位弁済率の低減に向けた取組の実施

ア 融資機関との適切なリスク分担の取組

- 令和3年10月以降、原則80%保証の適用に取り組んでおり、今年度引受分は、全件80%保証を適用している。
- 11道県の融資機関の本支店を訪問し、審査ポイントの共有化など多面的な意見交換等によるリレーション強化に取り組んだ。
- 融資機関からの事前相談の申し込みは、令和7年9月末までの6か月で相談件数が62件（前年度年間実績39件）となり、融資機関に審査のポイントを伝達できた。
- 今後も、融資機関との適切なリスク分担、審査目線の共有化に取り組むことにより、融資機関の的確な審査を促すとともに、適切な保証審査を励行する。

イ 条件変更等への柔軟な対応等期中管理の適切な実施

- 必要に応じて案件ごとに担当者を配置し、融資機関の対応方針等を確認しつつ、条件変更等に柔軟に対応した。
- 今後も、条件変更等への柔軟な対応など期中管理を適切に実施する。

ウ 事後検討会による事故発生の要因分析及び職員の審査能力等の向上の取組

- 代位弁済となった事案を検討した結果、事業を立ち上げ

て間もない新規創業者については、事業・経営環境変化への脆弱性が高く、新規創業者の特性を踏まえた上で事業計画の妥当性を判断する必要があること等が明らかになった。

- 今後、新規創業者の特性や経営体制の確認・点検を意識した審査に努めるとともに、職員の審査・管理能力向上に向けて、事後検討会を継続実施する。

【定量的指標の達成状況】

年度ごとの指標値（代位弁済率2%）に対し、令和7年9月末時点の代位弁済率は2.24%であり、現時点で指標値を超過している。

中期目標期間の指標値（期間中平均代位弁済率1.11%）に対し、令和7年9月末時点の平均代位弁済率は1.85%であり、現時点で指標値を0.74ポイント超過している。

（4）求償権の回収の取組の実施

- 令和7年度上半期の回収金額は50,773千円と前年同期（44,223千円）を上回り、このうちサービサーによる回収金額は15,255千円（前年同期12,904千円）となった。
- 引き続き、求償債務者の実情に応じた回収方策を検討し、その効果を把握・検証しながら、着実な回収に取り組む。

（5）その他事務処理の適正かつ迅速な実施

ア 各事務の処理状況

- 令和7年度上半期においては、保証引受け、出資持分の払戻し、代位弁済及び貸付審査のいずれの事務についても、全て標準的な処理の期間内に確実に処理を実施し、指標値（処理率80%）を上回った。
- 今後も、各事務について、標準的な処理の期間内に確実に処理を行う。

イ マニュアル等の整備状況

- 「出資事務マニュアル」等の見直し、保証審査稟議の電子化、及び「保証審査マニュアル」の変更ポイント明確化により、事務ミスの防止や事務負担の軽減、業務の効率化が図られた。
- 今後も、事務手続の簡素化等を図るため、業務における気づきや課題を整理し、マニュアル等の整備を行う。

以上

令和7年度林業信用保証業務運営の検証について

1 趣旨

第5期中期目標により示された目標の達成に向け、令和7年度計画において、「業務運営の検証委員会において検証し、必要に応じて見直しを行う」と定めたこと等を踏まえ、以下のとおり検証を行った。

2 融資機関等に対する普及推進の取組

(1) 取組実績

ア 昨年度の取組結果を踏まえた取組

昨年度から融資機関を意識した制度普及に取り組んだところ、一定以上の効果を得られたことから、今年度も引き続き融資機関を意識した制度普及に取り組んだ。

- ・ 関東及び近畿地方の林業者等を対象に、外部委託により資金ニーズ調査をアンケートにより実施した。具体的には、昨年度の実施結果を踏まえ、設問を一部見直した上で昨年度と同程度の数(2,818者)の林業者等を対象にアンケートを実施し、532者(約19.2%)から回答を得た。
- ・ ホームページについて最新情報の掲載に努めるとともに、コンテンツ構成の見直し(保証メニューページの新設、見やすいレイアウトの改良)に取り組んだ。
- ・ パンフレットの配布先について、木材市場や林業機械展示実演会などの開拓に取り組んだ。
- ・ 融資機関との勉強会(Web開催)については、林業事業者に近い融資機関の支店を中心にアプローチを行い、10先との勉強会を実施した。また、今年度はWeb勉強会に加えて、新たな試みとして、11道県の融資機関の本支店に足を運ぶリレーション強化の取り組みを実施した。

イ 昨年度から継続して行った取組

- ・ 林業信用保証制度の利用者を対象に本制度を知ったきっかけ等を把握するためにアンケートを実施し、令和7年度上半期で145件の回答を得た。
- ・ このほか、都道府県林業信用保証担当者会議の開催、都道府県委嘱費の活用、林業・木材産業関係団体の機関誌等への広告や記事の掲載等を行った。
- ・ 知名度向上のため信用基金の取組として、都道府県担当者会議の開催後に林政記者クラブへのプレスリリースを実施した。

(2) 取組の成果

- ・ 資金ニーズ調査では具体的な資金ニーズを有する者は約4割であり、半数であった昨年度(中国、四国、九州)より若干低下した。一方で、林業信用保証を

知らない者は他エリアと同様に6割強存在することが把握できたことから、地域によらず、今後も林業者等における認知度向上が必要であることが明らかとなった。

- ・ 利用者アンケートにより、林業信用保証制度を知ったきっかけの7割が融資機関からの紹介であることが把握できたことから、引き続き融資機関を意識した制度普及が有効であることが明らかとなった。また、出資金を払い戻せることを知らない者の割合は、昨年度は4割近くに上っていたが、7年度上期は3割を若干下回り、出資金の扱いについて、浸透してきていることが明らかとなった。
- ・ 融資機関との勉強会では、信用保証協会と異なり支店担当者の認知度は総じて低い一方で、林業、木材関係の案件形成の可能性のある支店もあった。

【定量的指標の達成状況】

令和7年9月末時点の年度計画に係る定量的指標の達成状況は、以下のとおりである。

なお、林業信用保証業務における保証引受額は、年度末に偏る傾向にあることから、上半期の数値のみをもって、今年度の達成状況を正確に評価し得るものではないことに留意が必要である。

ア 素材生産、造林・育林、種苗生産に係る保証引受額を前中期目標最終年度比で5%以上増加

素材生産、造林・育林、種苗生産に係る前中期目標最終年度（令和4年度）の保証引受額が6,328百万円であることから、年度ごとの指標値は6,645百万円となる。令和7年9月末時点の素材生産、造林・育林、種苗生産に係る保証引受額3,001百万円であり、指標値に対する進捗率は45.2%となった。

イ 中期目標期間における保証引受額平均を200億円以上

第5期中期目標期間中の保証引受額の平均を200億円以上とするとされている。前中期目標最終年度（令和4年度）の保証引受額が16,081百万円であることから、第5期中期目標最終年度（令和9年度）に向けて、一定割合で保証引受額を伸ばすことにより、期間平均で200億円以上とすることとすると、令和7年度末時点の指標値（保証引受累計額）は55,699百万円となる。令和5年4月から令和7年9月末時点までの保証引受累計額は32,690百万円であり、指標値に対する進捗率は58.7%となった（図）。

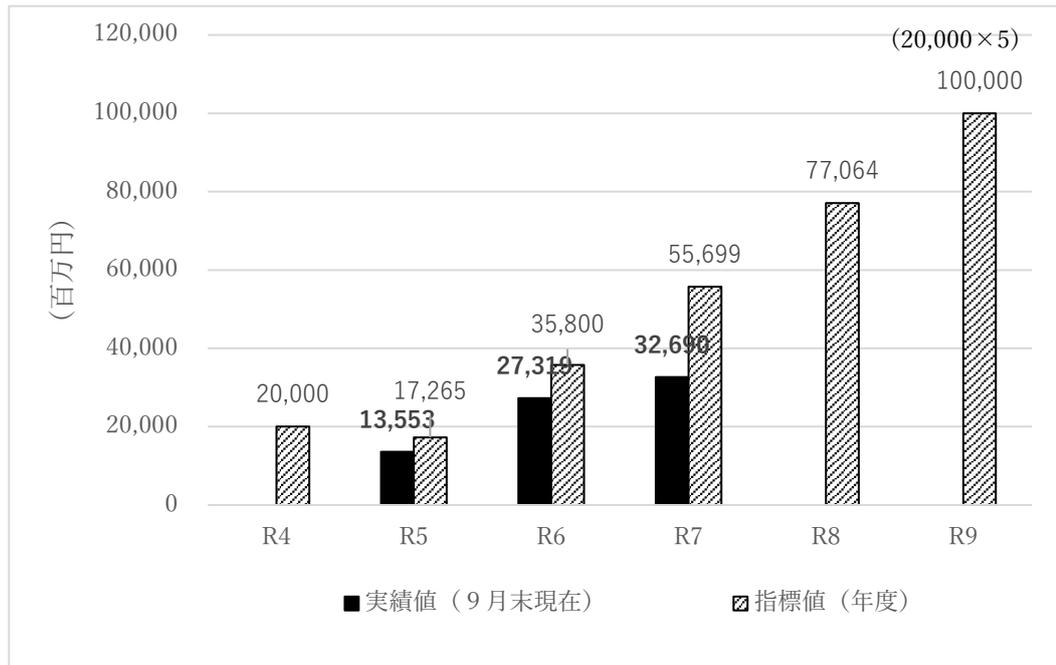


図 「中期目標期間における保証引受額平均を 200 億円以上」の達成状況

(3) 今後の対応

- ・ 前年度までの資金ニーズ調査や保証利用者を対象とするアンケート結果を踏まえ、関係団体や地方公共団体等と連携しつつ、融資機関等を対象に制度普及を行う。また、森林経営管理法改正後の動向を踏まえ、都道府県と連携して林業事業者への普及に努める。
- ・ 利用者アンケートに記載された意見について、速やかにフォローアップを行い、林業信用保証制度の継続的な利用につなげる。
- ・ ホームページのコンテンツの充実・更新に取り組むとともに、融資機関等への情報発信も継続的に行うことにより、林業信用保証制度の浸透に取り組む。また、パンフレットは様々な場で積極的に活用しながら、必要に応じて見直しを行う。
- ・ 効果があると思われる従来の取組を継続しつつ、これまで行っていない新たな取組も模索しながら制度普及を進める。

3 社会経済情勢に対応した林業者等の資金調達円滑化の支援

(1) 取組実績

- ・ 林業・木材産業災害復旧対策保証について、原油価格・物価高騰等に係る保証申込期間の延長を行ったほか、災害救助法適用時には速やかにメールマガジンで都道府県、融資機関等に周知を行った。
- ・ 新規創業や複合経営化等に関する融資機関からの相談に対応し、融資機関を通じて事業者が事業計画を作成するための助言等を行った。

(2) 取組の成果

- ・ 事業計画作成等に関する助言を行った結果、新規創業に関する相談が安定的

になされるようになった。

(3) 今後の対応

引き続き、社会経済情勢に対応した林業者等の資金調達の円滑化を支援する。

4 代位弁済率の低減に向けた取組の実施

(1) 融資機関との適切なリスク分担の取組

ア 取組実績

令和7年度上半期における保証引受実績(条件変更を除く。)は、引受件数 228 件、引受金額 5,371 百万円であり、中小企業活性化協議会支援の下作成した経営改善計画に基づく保証更新案件(3件 同一被保証者)を除き全件 80%保証を適用した。

また、融資機関との勉強会において、「保証審査のポイント」や「協議書類の書き方」について説明することにより、融資機関との認識の共有を図った。

加えて、今年度から新たな試みとして、コロナ期間を経てやや疎遠となっていた面も否めない融資機関に、直接足を運ぶリレーション強化の取組を実施した。これにより、良好な関係性の再構築を図るとともに、審査ポイントの共有化など多面的な意見交換を実施した。リレーション強化先の選定にあたっては、優先的に訪問すべき重点領域として計 11 道県を選定し、年度内にすべて訪問を予定している(なお、11 月末段階で 9 道県訪問済み。うち広大な北海道は、3 エリアに分けて各 1 回訪問済み。)

さらに、融資機関への個別ヒアリング等における意見を踏まえ、事前相談について、必要最小限の情報により、応諾の可否にかかる感度を回答できる取組を昨年 8 月から開始し、本年度は本格的に展開している。

イ 取組の成果

令和 3 年 10 月以降、原則 80%保証の適用に取り組んでおり、今年度引受分は、中小企業活性化協議会支援の下作成した経営改善計画に基づく保証更新案件(3件 同一被保証者)を除き、全件原則 80%保証を適用していることから、融資機関との適切なリスク分担は着実に進展している。

また、融資機関からの事前相談の申込は、今年度 4 月から 9 月末までの 6 か月で 62 件(昨年度(令和 6 年 8 月開始)年間実績 39 件)となり、事前相談を通じて、融資機関に対して審査のポイントを伝達できた。

【定量的指標の達成状況】

令和 7 年 9 月末時点の年度計画に係る定量的指標の達成状況は、以下のとおりである。

- ・ 代位弁済率を 2%以下とする。

令和 7 年 9 月末時点の代位弁済率は 2.24%であり、現時点では目標を達成していない。

- ・ 中期目標期間中の代位弁済率が、前中期目標期間の実績を下回る。
前中期目標期間（平成 30 年度～令和 4 年度）の平均代位弁済率は、1.11%である。令和 7 年 9 月末時点の平均代位弁済率は 1.85%であり、現時点で指標値を 0.74 ポイント超過している。

ウ 今後の対応

原則 80%保証を適用し、融資機関との適切なリスク分担を図っていく。

また、審査目線の共有化に取り組むことにより、融資機関の適確な審査を促すとともに、適切な保証審査を励行する。

(2) 条件変更等への柔軟な対応等期中管理の適切な実施

ア 取組実績

令和 7 年度上半期における条件変更案件(条件緩和)は、初回条件変更 2 件、初回条件変更以外 98 件、合計 100 件となった。

また、特に慎重な対応が必要な案件については管理職が中心となってバンクミーティング等に積極的に対応して意見を述べ、今後の事業再生等を想定しつつ方針を決定した。

イ 取組の成果

必要に応じて案件ごとに担当者を決めた上で、融資機関と連携して状況の把握等に努めるとともに、必要に応じて条件変更等に柔軟に対応したことにより、社会経済情勢の変化の中にあっても、林業者等の事業継続に資することができた。

【定量的指標の達成状況（（1）のとおり）】

ウ 今後の対応

融資機関と連携して期中管理を適切に実施し、必要に応じて保証契約の条件変更等に柔軟に対応する。

(3) 事後検討会による事故発生の要因分析及び職員の審査能力等の向上の取組

ア 取組実績

新規創業者として保証引受を行った事案のうち、保証を引き受けてから比較的短期間で事故発生に至った事案を検討対象として、令和 7 年度第 1 回事後検討会を開催し、林業部門全体で課題を検討の上、結果を取りまとめた。

イ 取組の成果

第 1 回事後検討会において、新規創業者に対する保証引受の判断は適正であったのか等が論点として挙げられたが、引受審査は当時のルールに従って適正に行われていたことが確認できた。

一方で、事業を立ち上げて間もない新規創業者については、ウッドショック

など事業・経営環境の急激な変化に対応できず経営が悪化する恐れもあることから、新規創業者の特性を踏まえた上で事業計画の妥当性を判断する必要があること等が明らかとなった。

【定量的指標の達成状況（（１）のとおり）】

ウ 今後の対応

新規創業者の保証引受に当たっては、その特性を考慮した引受審査を行い、加えて、林業分野における労働災害発生率が高く事業運営に与える影響が大きいため、経営体制の確認・点検を意識した審査を行う。また、職員の審査及び期中管理能力の向上に資するため、次回の事後検討会に向けた検討を進める。

5 求償権の回収の取組の実施

（１）取組実績

令和7年4月に決定した回収方策を踏まえ、求償権ごとに回収の進捗状況や担保処分の促進の必要性等を勘案して、計画的にサービサーへの委託を行った。

（２）取組の成果

求償権残高は、令和7年6月の大口先の代位弁済発生を要因として増加となった。令和7年上半期の回収金額は、50,773千円と前年同期（44,223千円）を上回り、このうちサービサーによる回収金額は15,255千円と前年同期（12,904千円）を上回った。

（３）今後の対応

引き続き、求償債務者の実情に応じた回収方策を検討し、サービサーへの委託による回収も採り入れ、その効果を把握・検証しながら、より効果的かつ効率的な手法により着実な回収に取り組む。

6 その他事務処理の適正かつ迅速な実施

（１）保証引受け、出資持分の払戻し、代位弁済及び貸付審査の各事務の処理状況

ア 取組実績

保証引受け、出資持分の払戻し、代位弁済及び貸付審査については、令和5年度計画に定める標準的な処理の期間内（表1）に処理を行うこととしていることから、いずれの事務についても計画的に処理を進めた。

表1 標準的な処理の期間

	標準的な処理の期間
保証引受け	10 営業日
出資持分の払戻し	18 営業日
代位弁済	50 営業日
貸付審査	3 営業日

イ 取組の成果

令和7年度上半期においては、保証引受け、出資持分の払戻し、代位弁済及び貸付審査のいずれの事務についても、全て標準的な処理の期間内に確実に処理を実施した。

【定量的指標の達成状況】

令和7年度上半期における定量的指標の達成状況は、表2のとおりである。

いずれの事務についても、処理率100%であり、指標値（処理率80%）を大きく上回った（表2）。

なお、林業信用保証業務における保証引受件数は、年度末に急増する傾向にあることから、定量的指標の達成に向けて、事務の効率化に取り組む。

表2 各事務の処理状況

	対象件数	標準的な処理の 期間内の処理件数	処理率
保証引受け	229 件	229 件	100%
出資持分の払戻し	32 件	32 件	100%
代位弁済	18 件	18 件	100%
貸付審査	5 件	5 件	100%

ウ 今後の対応

今後も、保証引受け、出資持分の払戻し、代位弁済及び貸付審査の各事務について、標準的な処理の期間内に確実に処理を行う。

(2) マニュアル等の整備状況

ア 取組実績

- ・ 「出資事務マニュアル」について、従来の手順や必要書類の課題を洗い出し、マニュアルの見直しを行った。
- ・ 保証審査の稟議を全面的に電子化した。
- ・ 今年度上半期における各事務の見直しについて、融資機関等における事務手続の参考資料である「林業信用保証業務に関する事務手引き」に反映した。
- ・ 融資機関に対し、「保証付債権の保全に必要な対応について」を発出し、適切な対応を依頼した。
- ・ 令和7年度上半期の実務を通じ、保証審査に関する事務上の課題を抽出し、

「保証審査マニュアル」の見直しの要否を検討した。この検討結果について、今年度中にこれらのマニュアルに反映する。

イ 取組の成果

- ・ 「出資事務マニュアル」の見直しにより、出資に関する事務の効率化が更に図られるとともに、出資事務に関するミスの解消にも寄与した。
- ・ 保証審査の稟議の電子化により、紙と電子の二重の手続が解消され、事務負担が軽減された。
- ・ 「林業信用保証業務に関する事務手引き」を更新し、融資機関と共有したことにより、信用基金及び融資機関双方の事務の円滑化につながった。
- ・ 「保証付債権の保全に必要な対応について」の発出により、予見通知等の適切な報告を促すことに繋がった。
- ・ 「保証審査マニュアル」について、変更作業のポイントを明確化することができたことにより、今後の変更作業の効率化が図られることが期待される。

ウ 今後の対応

今後も、事務手続の簡素化等を図るため、業務における気づきや課題を整理し、マニュアル等の整備を行う。

以上